

欧州特許庁、バイオ技術関連案件の手続を停止

2016年12月13日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、12月12日、バイオ関連技術（発明が交配や選別といった「本質的に生物学的な方法（"essentially biological processes"）」によって生産された植物又は動物に該当する案件）の審査・異議手続を停止することを決定した旨、ニュースリリースで公表した。

EPOのニュースリリースによれば、欧州委員会が11月3日に公表した、バイオテクノロジー発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令98/44/EC（以下、「バイオ指令」）の解釈に関する通知（以下、「通知」）につき、欧州特許機構管理理事会特許法委員会において加盟国によって行われた議論に基づき、バイオ関連技術の審査・異議手続を停止することとしたとしている。

欧州委員会は、11月3日、バイオ指令の一部の規定につき明確性向上を図るべく、通知を公表し、バイオ指令が採択された際の立法者の意図に鑑み、「本質的に生物学的な方法」によって生産された「物」それ自体も特許対象外であるとの解釈が示されていた。なお、本通知自体に法的拘束力はない。

欧州委員会が通知を公表した背景として、現行のバイオ指令では、植物又は動物の生産方法として、「本質的に生物学的な方法」それ自体は特許性を認めないとする旨規定されており¹、欧州特許条約（EPC）も同様の規定を有する²一方、「本質的に生物学的な方法」によって生産された植物又は動物という「物（"products"）」それ自体の特許性については明示的に規定されておらず、この点について法的不安定性が指摘されていた。

EPOのニュースリリースによれば、EPOは、これまで、欧州特許条約に1999年に導入されたバイオ指令の規定を適用する運用を行っており、「本質的に生物学的な方法」によって生産された動物又は植物に関する規定はみられないところ、欧州委員会が公表した通知の解釈に加盟国は従う必要があり、EPOとしては欧州委員会の判断を導入することになるだろうとしている。

¹ バイオ指令第4条第1項

² EPC第53条（b）

－ EPO のニュースリリースは、以下参照 －

[EPO stays proceedings in certain biotechnology cases](#)

－ 欧州委員会によるバイオ指令の通知に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州委員会、欧州連合 \(EU\) バイオ指令の解釈に関する通知を公表 \(2016 年 11 月 10 日\) \(PDF\)](#)

－ 欧州委員会のウェブサイト及び通知は、それぞれ以下参照 －

(ウェブサイト) [Protection of biotechnological inventions](#)

(※上記ウェブサイトの「Commission notice on certain articles of Directive 98/44」参照)

(通知全文) [Commission Notice on certain articles of Directive 98/44/EC of the European Parliament and of the Council of 6 July 1998 on the legal protection of biotechnological inventions](#)

－ バイオ指令については、以下参照 －

(英語) [DIRECTIVE 98/44/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 July 1998 on the legal protection of biotechnological inventions \(PDF\)](#)

(日本語仮訳) [生物学発明に関する指令](#) (日本国特許庁)

－ 欧州特許庁拡大審判部の審決に対する欧州知財ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁拡大審判部、ブロッコリ事件及びトマト事件について審決 \(2015 年 4 月 1 日\) \(PDF\)](#)

(以上)